

建築物防災週間（平成29年度秋季）実施要領細則

島根県

1 目的

毎年地震、火災、がけ崩れ等の災害により建築物の被害はもとより、多くの人命が失われている実状にかんがみ、広く一般住民を対象に建築物に関連する防災知識の普及に努めるとともに、防災・維持保全関係法令及び制度の周知徹底等を図り、もって建築物の防災対策の推進に寄与することを目的とする。なお、この細則は、松江市及び出雲市の区域以外に適用する。

2 実施期間

平成29年8月30日（水）～平成29年9月5日（火）

3 事業内容

(1) 建築物防災相談所の開設

県建築住宅課、各県土整備事務所（松江・雲南・出雲・県央・浜田・益田）及び隠岐支庁県土整備局に建築物防災相談所を開設し、建築物の防災対策及び耐震改修の相談に応じるとともに防災について啓発し、指導する。

(2) ポスターの掲示

県庁、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、出雲合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎、隠岐合同庁舎、各市町村、関係機関等の人目につきやすい場所に掲示する。

(3) 懸垂幕等の掲示

県庁、松江合同庁舎、雲南合同庁舎、出雲合同庁舎、川本合同庁舎、浜田合同庁舎、益田合同庁舎及び隠岐合同庁舎に懸垂幕等を掲示する。

(4) 報道機関への報道依頼

新聞、テレビ等を通じて建築物防災週間の運動の趣旨を報道する。

(5) 建築関係機関への協力依頼及び通知

消防署、島根県建築行政推進協力会（10団体）へ建築物防災週間の趣旨を通知すると共に、一般への啓発、指導等の協力を依頼する。

(6) 防災査察の実施

ア 実施体制

建築物防災週間内に、各県土整備事務所（出雲を除く）及び隠岐支庁県土整備局は、管轄区域内の消防署と緊密な連絡のうえ、原則として表1に記す数以上の特殊建築物の防災査察を実施する。

表1

松江	雲南	県央	浜田	益田	隠岐	計
2	2	2	3	3	1	13

イ 防災査察にあたっては、下記事項について重点的に査察を行う。

①査察対象建物

不特定多数の者が出入りする特殊建築物等の安全性を確保するため、定期報告未提出建築物、既存不適格建築物（特に防火、避難の安全確保の面から重大な欠陥又は是正箇所のある建築物）並びに耐震性の向上が必要と見られる特定建築物を重点的に、防火区画、避難施設等の設置及び維持保全の状況並びに耐震診断及び耐震改修の状況について防災査察を実施する。

②定期報告に関する指導

建築物の防災性能を維持向上させるためには、建築物全体の適切な維持保全を行うことが重要であり、建築物の増改築の状況等を的確に把握する必要がある。この観点から定期報告制度の充実を図るため、定期報告がなされていない建物について、的確な報告がなされるよう本制度を周知徹底し、報告率の向上を図る。

③耐震診断、耐震改修に関する指導

平成25年11月に施行された「改正建築物の耐震改修の促進に関する法律」及び平成19年2月に策定した「島根県建築物耐震改修促進計画」の内容について周知するとともに、耐震診断、耐震改修の必要性についての指導を行う。

④落下物対策に関する指導

震災時及び通常時において建築物から道路上へ落下のおそれのある屋外公告物、高架水槽、クーリングタワー、手摺、パラペット、付属煙突及びそで壁等の建築物からの突出物の状況について調査を行い、構成部材、取付部材等に腐食、破損、キレツ等があるものについては改修等の指導を行う。

⑤アスベスト対策に関する指導

吹付けアスベストの使用状況を把握し、飛散のおそれがある場合には、アスベスト対策を適切に行うよう、必要な改善指導をする。

⑥昇降機及び遊戯施設の適正な維持・運行管理に関する指導

昇降機については平成5年6月30日付け建設省住防発第17号による「昇降機の維持及び運行の管理に関する指針」、遊戯施設については平成12年12月26日付け建設省住防発第932号による「遊戯施設の維持保全計画及び遊戯施設の運行管理規程」に基づき、昇降機及び遊戯施設の所有者等に対し適切な維持・運行管理の徹底を指導する。

4 重点事項

(1) 広告板の落下防止対策等の調査及び是正指導の徹底

既存建築物の窓ガラスの地震対策、外壁材、広告板の落下防止対策、大規模空間を持つ建築物の天井の崩落対策及び民間建築物における吹付けアスベストの飛散防止対策については、これまでも問題がある場合に是正指導を実施してきたところであるが、特に広告板の落下防止対策については是正指導を徹底する。

(2) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

平成12年10月に発生した鳥取県西部地震では本県でも強い震度を観測し、伯太町を中心に多くの家屋に被害があった。さらに、最大震度7を記録した東日本大震災や熊本地震及び鳥取県中部地震の発生、南海トラフの海溝型巨大地震や首都直下地震等の発生が懸念されるなど、大地震がいつどこで発生してもおかしくない状況にある。

このため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、耐震診断を行っていない既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、速やかに当該建築物の耐震診断を実施するよう強力に指導するとともに、耐震診断の結果倒壊する危険性が高いとされた既存耐震不適格建築物の所有者等に対し、耐震改修の速やかな実施を強力に指導する。

また、住宅については、(一財)日本建築防災協会発行のパンフレット「誰でもできるわが家の耐震診断」等を活用し、県民への啓発・指導に努める。

(3) 既存建築物に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

近年、外壁タイル、ひさし、外部廊下、天井、サッシ、看板及び看板メンテナンス用の梯子などの落下や電気給湯器の転倒、防火シャッター、昇降機などを巡る事故など、既存建築物に関わる事故が発生している。このような事故を未然に防ぐためにも、適正な維持保全や定期報告の実施は重要であり、建築物等の所有者等に広く周知する。

定期報告については、平成20年の建築基準法施行細則の一部改正等により、調査・検査の項目、方法及び結果の判定基準が明確化された。そこで、特に、未報告の所有者等に対して、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明し、報告の督促を行う。また、平成28年6月に見直しされた制度の周知に努める。

(4) 既設エレベーターの安全対策の推進について

平成21年9月28日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置等の安全対策を義務付けている。一方、既設エレベーターについては設置義務の対象ではないが、安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要がある。また、国土交通省において、安全対策の一環として、エレベーターの安全装置に係るマーク表示制度が創設された。については、この制度の趣旨を理解し、建築物等の所有者等に対して広く改修の推進を指導する。

5 関連措置

(1) 被災建築物の応急危険度判定が迅速かつ的確に行われるよう、一般市民に対してその概要について普及啓発を図る。

また、建築技術者に対して、毎年開催している応急危険度判定講習会の受講を促す。

(2) 建築基準法第15条第1項及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項

の規定による届出の機会等をとらえ、解体工事の施工者等に対して、「建築物の解体工事における外壁等の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成15年7月3日付け国総建103号、国住防第3号）」等により、危険防止対策の徹底を指導する。

- (3) 住宅防火対策の推進については、「住宅防火対策基本方針」（平成3年5月10日付け建設省住指発第175号）、「住宅防火対策の推進について」（平成8年7月8日付け建設省住指発第270号）及び「住宅防火基本方針」（平成13年4月1日 消防庁）に従い、確認申請書等の申請者等に対して住宅防火対策の必要性、内容等の周知を図る。

6 報告及び結果措置

各種防災対策実施結果の報告は、それぞれ以下の期限により土木部建築住宅課まで報告する。

- (1) 防災査察の結果、防災上重大な欠陥又は是正箇所のある建築物については、土木部建築住宅課から当該建築物の所有者又は管理者に対し改善指示を行う。

なお、当該改善指示を行うにあたり、事前に土木部建築住宅課と県土整備事務所又は隠岐支庁県土整備局で十分協議する。

- (2) 防災査察の結果を別記様式第1から第4（平成29年7月31日付け国住指第1616号 記2

(1) の広告板の落下防止対策等の調査結果については、調査を実施した時点の状況を別紙2により平成29年9月22日（金）までに報告すること。

なお、広告板の落下防止対策において、対象建築物の所有者又は管理者からの建築基準法第12条第5項に基づく報告書の提出の結果、落下の危険のある場合は、6（1）と同様に、当該建築物の所有者又は管理者に対し改善指示を行う。



国住指第 1616 号
平成 29 年 7 月 31 日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長
(公印省略)

建築物防災週間における防災対策の推進について (平成 29 年度秋季)

建築物防災週間につきましては、火災、地震、がけ崩れ等による建築物の被害や人的被害を防止し、安心して生活できる空間を確保するために、広く一般の方々を対象として、建築物に関連する防災知識の普及や、防災関係法令・制度の周知徹底を図り、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年以来毎年 2 回実施しているところです。

この度、平成 29 年度秋季における建築物防災週間の実施につきましては、下記のとおり定めましたので、貴職におかれましても、本週間の趣旨を是非ご理解いただきまして建築物の防災対策の一層の推進に取り組まれますようお願い申し上げます。

なお、貴管内特定行政庁に対しても、この旨周知方お願い申し上げます。

記

1. 実施期間

平成 29 年 8 月 30 日 (水) から 9 月 5 日 (火) まで

2. 建築物防災週間での取り組み

(1) 広告板の落下防止対策の調査及び是正指導の徹底

広告板の落下防止対策については、これまでも調査の実施及び問題がある場合の是正指導をお願いしてきたところですが、報告や是正の進捗が芳しくない状況にあります。つきましては、未報告の建築物の所有者等に対して必ず電話連絡、アンケートや文書の発出、防災査察等の機会を捉えて報告を督促するとともに、問題がある建築物の所有者等に対して、建築基準法第 9 条及び第 10 条の勧告、命令等による厳格な是正指導を徹底し、速やかに是正させてください。また、既存建築物が空き家となった場合も、引き続き、当該建築物等の所有者に対し、適正な維持保全に努めるよう周知してください。さらに、危険性が高い建築物については、改善されるまでの間は使用停止命令等により当該施設の使用を停止させてください。

特に、災害時の避難所として指定されている公共建築物について

は、重点的に点検を実施し、問題がある場合には、建築基準法第 18 条の通知・要請等により、対策の徹底を図ってください。

なお、既存建築物における外壁材の落下防止対策については、建築防災週間の機会を捉まえて定期的の実態調査を行ってきたところですが、一定の成果が見られることから、今後は建築物防災週間における調査対象から除外することとします。ただし、報告や対策が適切に行われていない建築物等については、引き続き、対策の徹底をお願いします。

(2) 防災査察の実施

適正な維持保全により建築物の安全性を確保するため、上記(1)の調査において未報告、未対応の建築物や、定期報告書が提出されていない建築物等を中心に、特定行政庁の職員により、現地において建築物等の状況を調査するとともに、必要な指導を実施してください。

(3) 住宅・建築物の所有者・管理者に対する広報活動

所有者・管理者の方への建築物防災週間の理解を深めるため、パンフレットの作成・配布、地方公共団体の広報紙や新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して、広報活動を展開し、各重点事項及び耐震診断、耐震改修等に係る各種補助事業等について、積極的に普及啓発を行ってください。

(4) その他関係機関との連携・協調

建築物防災週間の実施に当たっては、消防、警察、環境等の関係部局及び建築関係団体等と連携・協調して十分な効果を上げるようお願いいたします。

3. 最近の防災・安全確保に関する取り組み

(1) 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修の促進

耐震改修促進法に基づき、耐震診断を実施し、倒壊の危険性が高いとされた建築物の所有者等に対しては、耐震改修の実施に向けたきめ細かな対応や必要な指導・指示を行うよう努めてください。また、耐震診断結果の公表にあたっては、引き続き公平性の確保や、地域における建築物の個別の状況、営業上の競争環境等にも十分配慮し、公表内容の更新など丁寧な運用を行うよう努めてください。

熊本地震や鳥取県中部地震などの状況を見ても、大規模地震発生時における人的・経済的被害の軽減を図るためには、住宅・建築物の耐震化を一層促進することが大変重要です。このため、平成 28 年度第 2 次補正予算では、地方公共団体が戸別訪問を行い積極的な普及啓発を行う場合、住宅の耐震改修費補助を加算することができる制度拡充を行いました。また、平成 29 年度予算には、地震発生後

も機能継続が求められる防災拠点について、耐震改修等に係る補助対象限度額を拡充するなど、地震対策に対する支援強化を盛り込んでいますので、これらの制度を積極的に活用し、住宅・建築物の耐震化及び災害時の利用者の安全確保に努めて下さい。

また、熊本地震では、旧耐震基準による建築物に加え、新耐震基準の在来軸組構法の木造住宅のうち、接合部等の規定が明確化された平成12年以前に建築されたものについても倒壊等の被害が見られました。このような被害を踏まえ、国土交通省の依頼により、耐震改修促進法に基づく指定耐震改修支援センターである（一財）日本建築防災協会において、既存の木造住宅のうち平成12年以前のものを中心に、耐震性を効率的に確認する方法が作成され、本年5月に「新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法（新耐震木造住宅検証法）」として同協会ホームページにおいて公開されましたので、お知らせいたします。建物の所有者等が耐震性の検証に活用できるよう、本検証法を広く周知してください。

（2）建築物が密集する地域における防火改修の促進について

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災では、飛び火による大規模な延焼拡大が確認されたところですが、国土交通省国土技術政策総合研究所及び国立研究開発法人建築研究所で調査を行ったところ、飛び火による被害を受けた建築物のほぼ全てが、昭和初期以前に建てられたものであったことが明らかとなりました^{※1}。昭和初期の段階では、建築物の外壁に防火構造を要求する規制が存在せず、かつ、屋根瓦についても寸法の不揃いなどから隙間を生じているものが多いなど、これらの建築物は、防火上の性能が低い状態のまま利用されてきたものであったと考えられます。

今般、両研究所においては、火の粉に対する屋根の抵抗性能を確かめる実験や、火災前の市街地モデルと仮想的に外壁や屋根の性能を強化した市街地モデルを比較し、延焼に対する抵抗性能の違いを確かめるためのシミュレーションを実施し、準防火地域に本来期待される性能が確保されるような建替えや防火改修が進んでいる場合には、火災による被害が小さくなる可能性が示唆されたところ^{※1}。

こうした火災の実例や調査研究の成果を踏まえて、防火対策が講じられていない建築物が密集する地域においては、その実情に応じた建替えや防火改修を促進するようお願いいたします。

なお、このような防火対策を講じる場合、防災・安全交付金等によって国費を活用した補助事業を実施することもできますので、積極的な防火対策の推進に努めてください。

※1・・・詳細については、国土交通省HPをご確認ください。

<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0980pdf/ks0980.pdf>

(3) 大規模倉庫火災を踏まえた対策について

平成 29 年 2 月に埼玉県三芳町で発生した火災では、大規模な倉庫において延焼拡大し、消火活動に長時間を要したことから、国土交通省においては、消防庁と共同で「埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会」を設置し、検討を行いました。同検討会においては 6 月 30 日に報告書を取りまとめ、大規模倉庫を対象とした、初期火災の拡大防止を図るための方策や、より効率的な消火活動を実施するための方策について提言がなされたところです*2。

国土交通省においては、提言を踏まえて、今後、防火シャッターの確実な作動に関する対策を講じる予定です。詳細が決まった段階で、改めてお知らせいたします。

*2・・・詳細については、消防庁 HP をご確認ください。

http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h29/miyoshimac_hi_souko_kasai/houkoku/houkokusyoy.pdf

(4) 既設エレベーターの安全対策の促進について

平成 21 年 9 月 28 日以降に着工されたエレベーターについては、戸開走行保護装置、地震時管制運転装置の設置等の安全対策が義務付けられていますが、既設エレベーターについても安全確保のため戸開走行保護装置等の積極的な設置を促進する必要があります。「エレベーターの安全確保の徹底について(平成 28 年 9 月 1 日付け国住指第 1934 号)」では、戸開走行保護装置の設置促進を行うよう、所有者等への意識啓発、戸開走行保護装置のマーク表示制度の活用、補助制度の活用等積極的な取り組みを行うよう改めて通知しました。

特に、戸開走行保護装置等の設置促進には、地方公共団体における補助制度の整備・充実が不可欠ですので、未だ整備していない都道府県又は市区町村においては、速やかに制度の整備を進めてください。また、建築基準法第 12 条第 3 項に基づく定期検査・報告制度によって、戸開走行保護装置等の設置状況を把握、分析する等、設置促進の必要性を認識した上で、地域に応じた促進策を講じてください。

(5) 遊戯施設の安全確保の促進について

遊戯施設については、近年の多様な遊戯施設の開発等により、通常の走行時にも非常に大きな加速度が生ずるものによる事故が発生している状況を鑑み、遊戯施設の身体保持装置に係る基準(平成 12 年建設省告示第 1426 号)の全部を改正し、平成 29 年 3 月 29 日に公布、平成 30 年 4 月 1 日から施行することとしていることから、今後の運用について留意願います。

また、昨年度、熊本県内コースターにおいて乗客が車両から外に出した手を構造物に強打した事故が発生していることから、遊戯施設の所有者に対し、乗客が他の構造物に触れる危険がある場合には、

乗客への事前アナウンス等を徹底するよう指導する等、安全確保の促進に取り組んでください。

(6) 既存建築物等に対する適正な維持保全と定期報告の徹底

建築物等の所有者等に対し、建築物等の適正な維持保全及び定期報告制度の重要性について広く周知するとともに、同制度の適正な運用に努めてください。

また、定期報告の対象となっている建築物等のうち、報告がなされていないものの所有者等に対しては、法令遵守の必要性、報告期限等について具体的に説明した書面により実施するなどにより報告の督促、指導等に努めてください。特に不具合等について報告があった建築物等や維持保全に関する準則又は計画が未作成の建築物等の所有者等に対して、再発防止策の検討や維持保全計画の作成等の指導等を実施してください。

また、昇降機については、平成28年2月に所有者・管理者が昇降機の適切な維持管理のためになすべき事項、保守点検業者の選定にあたって留意すべき事項等を取りまとめ「「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」の策定について（平成28年2月19日付け国住指第3984号）」において通知し、これらの活用についても、平成29年5月から7月にかけて各地方で説明会を開催しておりますので、積極的な活用を働きかけください。

(7) 民間建築物における吹付けアスベストの調査、除去等の推進について

民間建築物における吹付けアスベストの使用実態を的確に把握するため、「民間建築物における今後のアスベスト対策について（平成29年6月22日付け国住指第810号）」を踏まえて、アスベスト調査台帳の整備を推進してください。台帳の整備に当たっては、延べ面積が1,000㎡以下の小規模民間建築物についても、対象となる建築物の優先順位を定めた上で、積極的に把握を進めてください。なお、アスベスト改修事業による台帳整備に関する経費に対する補助は、平成29年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期に整備を行うようお願いいたします。

また、吹付けアスベストの除去等の対策を推進するため、民間建築物所有者に対する補助や融資等による支援に積極的に取り組むようお願いいたします。特に国の社会資本整備総合交付金による住宅・建築物安全ストック形成事業（アスベスト改修事業）の活用に向けて、引き続き、以下の項目に取り組んでください。

- ① 小規模建築物を含む民間建築物を対象とした補助事業として、アスベスト改修事業を整備すること。
- ② 民間建築物所有者にアスベスト改修事業を周知すること。

その際、アスベスト含有調査については平成 29 年度末、除去等については平成 32 年度末までに着手したものを対象としていることを踏まえて、早期の対応を促すこと。

なお、アスベスト対策の必要性の周知にあたっては、「『アスベスト対策に係る説明会』の実施に向けた講師養成講習の開催について（平成 29 年 7 月 21 日付け事務連絡）」により、不動産関連業界との連携のための講師養成講習を開催することとしているため、積極的に本講習会へ参加し、各特定行政庁において講習会等を開催することにより、民間建築物所有者への重点的な周知徹底を図るようお願いいたします。

（８）事故を未然に防ぐための事例の周知と活用について

事故を未然に防ぐためには、過去の事故事例から得られた知見を活用することが重要です。昨今、福岡県内の共同住宅や店舗において外装材が落下する事故や、大分県内や滋賀県内においてプール天井板が落下する事故等が発生したところですが、こうした事故を未然に防ぐため、社会資本整備審議会事故・災害対策部会において報告された事故事例から得られた知見を活用することで適切な配慮がなされるよう、建築物等の設計者や所有者等に対し、広く周知をお願い致します。

なお、別途事務連絡により、事故事例を送付しますので、参考としてください。

（９）工事現場の危害の防止の徹底

建築物の解体工事現場等における危害防止に関しては、既に「建築物の除却工事における危害防止対策の徹底について（平成 22 年 10 月 20 日付け国住指第 2669 号）」により、周知徹底を図っているところですが、本年 6 月にも、東京都渋谷区の工事現場で構台撤去を行うための鉄骨材の切断中に支柱が転倒する事故が発生したことや、それ以外にも解体工事における外壁の崩落や工事用の工作物の転倒等、工事現場周辺の公衆等へ危害を与えかねない事故が後を絶たない状況にあります。

このため、建築物及び工作物の解体工事現場等における危害防止に関しては、建築基準法第 15 条第 1 項の規定による届出の機会等をとらえ、同法第 90 条等の法令遵守及び「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドラインについて（平成 15 年 7 月 3 日付け国総建第 103 号、国住防第 3 号）」等に基づく危害防止対策の徹底等を指導するとともに、別添 1 のこれまでに周知した「建築物防災週間における防災対策（工事現場の危害防止）の推進について（平成 23 年 8 月 24 日付け国住防第 4 号）」等における危害防止策等の例について工事の施工者等に広く周知す

る等、必要な対策を講じてください。

4. 建築物防災週間の実施結果等の報告

建築物防災週間の実施結果については、別紙 1-1、1-2 及び 2 を平成 29 年 9 月 29 日（金）までに提出頂きますようお願いいたします。作業に当たっては以下の点にご留意ください。なお、ご提出いただいた実施結果並びに各地方公共団体における督促及び指導の状況は、取りまとめ次第、公表する予定です。

- ・別紙 1-1 については、特定行政庁ごとに作成されたものを貴職において取りまとめて頂き、別紙 1-2 及び 2 については、貴職において集計の上、提出頂きますようお願いいたします。
- ・2. (1) で実施していただく調査につきまして、未報告の建築物に対しては必ず電話連絡、文書による督促及び現地立入調査等を実施していただき、未是正の建築物に対しては、前回調査時以降、特段の指導等を実施していないものについては、必ず何らかの取り組みを行い、これらの取り組み内容等を別紙 1-1 に記載して報告いただきますよう併せてお願いいたします。

5. 担当

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築物防災対策室 松原
電話 03-5253-8111 (内線 39569)

工事現場における事故を踏まえた危害防止策の例

- 除却工事における外壁等の倒壊を防止するため、
 - ・外壁は1枚壁（屏風状）にならないよう、L字又はコの字形に各辺偏りなく構造的に不安定にならないように残すこと。
 - ・外壁が構造的に不安定となる場合は、あらかじめ外壁の固定に適した複数の重機でつかんで押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
 - ・残っている壁は大割とせず、小割にて破砕すること。
- 杭抜き重機の解体作業においてケーシングが倒れないようにするため、適正な耐荷重のワイヤーを十分点検した上で使用するとともに、ワイヤーを傷めないようにケーシングの適正な位置にかけること。
- クレーンの腕（ブーム）の後方への倒壊を防止するため、過巻停止装置が正常に作動することをこまめに点検すること。
- 工作物についても、解体作業において敷地外への倒壊を防止するため、工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずるとともに、防護ネット内にて荷下ろしができる計画を優先する等の措置を講ずること。
- アース・オーガー等の基礎工事事用機械の転倒を防止するため、直近の天候も考慮して地盤の状況及び安全性の確認を徹底するとともに、適切な敷板、敷角等の敷設や地盤改良等の措置を講ずること。
- 解体工事において敷地外への外壁等の倒壊を防止するため、解体工事の各段階において構造的な安定性を保つよう、工法の選択、施工計画の作成及び工事の実施を適切に行うこと。
- 落下物に対する防護ネットの固定具が落下又は飛散しないよう適切に設置すること。
- 除却工事におけるパラペット等の倒壊を防止するため、あらかじめパラペット等の固定に適した複数の重機で押さえる場合であっても、十分な安全係数の逆転防止用ワイヤーロープを複数張るなどして外側への倒壊防止を徹底すること。
- 足場解体時の荷下ろし作業における公衆災害を防止するため、足場材の落下防止措置を講ずること。
- 工事における危険箇所や作業方法等を作業員全員が共有するよう徹底するとともに、作業員等への安全教育の実施及び安全確認の徹底を図ること。